

# 石綿除去工事等の実施

## (1) 石綿除去工事の発注

法令等により、作業を行う事業者には、労働者への石綿の暴露を防止するため作業計画の策定や作業基準の遵守、作業主任者(専門の資格者)の選任などの措置を講ずることが義務付けられています。工事発注の際は、信頼できる業者に依頼し、法令等遵守を徹底してください。

また、発注者も、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等についての情報提供や、法令遵守の妨げとなるない作業環境の提供等について配慮しなければなりません。

石綿の飛散防止のためには、法令等に定められた作業計画の策定や届出などのほか、建築物の一時使用中止などの措置が必要な場合もあります。作業計画や作業工程を確認し、工事着手まで余裕をもって工事業者に依頼してください。

## (2) 石綿製品の用途

石綿の除去、封じ込め、囲い込みなどの対策工事を行う際には、事前に労働安全衛生法や大気汚染防止法等に基づき、届出が必要です。さらに、建築確認が必要となる増改築、大規模修繕・模様替えの際に石綿の除去等を行う場合は、建築基準法に基づく中間検査、完了検査が必要です。

届出義務者が工事施工者であっても、建築主等は、発注した工事施工者が届出を行っているか必ず確認しましょう。

届出	届出する人	届出の提出先	対象工事・作業	提出期限
大気汚染 防止法	工事施工者 (元請業者)	下記の市域 <sup>*1</sup> で作業を行う場合は、それぞれの市、その他の場合は、大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有保溫材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材)の除去工事を行う全ての工事</li> </ul>	作業開始の日の14日前までに
生活環境 保全条例			<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有成形板の使用面積が1,000m<sup>2</sup>以上の建築物等の解体等作業</li> </ul>	
労働安全 衛生法	事業者 (工事施工者)	工事場所を管轄する労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業(計画届)</li> </ul>	工事開始の14日前までに
石綿則			<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の建築物における吹付け石綿の除去・封じ込め・囲い込み</li> <li>石綿含有の保溫材、耐火被覆材・断熱材の除去・封じ込め・囲い込み(作業届)</li> </ul>	工事開始前までに
建設 リサイクル法	工事発注者 (所有者)	特定行政庁 <sup>*2</sup>	<p>(届出対象工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体</li> <li>床面積の合計が500m<sup>2</sup>以上の建築物の新増築</li> <li>請負代金の額が1億円以上の建築物の修繕・模様替</li> <li>請負代金の額が500万円以上の工作物の工事</li> </ul>	工事開始の7日前までに

\* 1 大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市

\* 2 特定行政庁:大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市、その他の地域は大阪府

### (3) 除去作業等の流れ

ここで示す作業中の届け出等は、施工者に義務づけられているものが多いですが、届出した内容や法令等の遵守状況について、発注者としても確認してください。

また、作業中の立ち入り検査が実施される場合がありますので、発注者もできる限り検査に立会いましょう。

#### 除去作業の流れ

建築基準法	大気汚染防止全般条例	労働安全衛生法	建設リサイクル法	廃棄物処理会社法推進条例	
★	★	★			<b>事前調査・石綿の有無の確認</b> 工事をする箇所(工事の内容によっては、建築物全体)について、石綿含有建材が使われているかどうか確認する必要があります。 ○石綿含有建築材料の使用の有無 ○石綿含有建築材料の種類、種類別の使用面積・使用箇所
★	★	★		★	<b>工事内容の検討</b> ●吹付け石綿・石綿含有吹付けロックウールがあった場合 石綿対策工事を実施するかの選択 除去・封じ込め・囲い込みの工法の選択 ●その他の石綿含有建材があった場合 規制・制約があるかの確認 必要に応じて、劣化状況等の確認 除去等の検討 ●工事で発生する廃棄物、特定建築資材の確認 廃棄物の種類による処理方法・手続の確認
★	★	★	★	★	<b>各法令による手続が必要かどうかの確認</b> 工事の概要(建築物の規模・工事内容・施工場所等)により、申請・届出が必要なものと、必要でない場合があります。
					<b>建築確認(建築基準法)</b>
					<b>作業計画の作成</b> 作業の方法及び順序 石綿粉じんの飛散を防止し、又は抑制する方法 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法
					<b>14日前 届出(大気汚染防止法、労働安全衛生法等)</b>
			★		<b>分別解体等の計画等の作成</b> 特定建設資材廃棄物の確認 付着物としての吹付け石綿等の撤去方法等の検討
					<b>7日前 届出(建設リサイクル法)</b>

建築基準法	大気汚染防止全般条例	労働安全衛生法	建設リサイクル法	廃棄物処理会法推進条例	
					<b>作業前準備</b> 事前調査の結果及び作業内容等を記載した掲示板の設置 敷地境界線における石綿の濃度測定(規模等による) 石綿作業主任者の選任 作業に従事する労働者に対する特別教育の実施 作業員の健康診断の実施 吹付けられた石綿等の除去作業場所の隔離措置(看板の表示等) 立ち入り禁止の掲示、飲食喫煙禁止の掲示、有害性等の掲示 前室の設置 更衣設備・洗浄設備・真空掃除機等の設置 負圧除じん装置の設置
		★★ ★ ★		★ ★ ★ ★ ★ ★	<b>作業中</b> 敷地境界線における石綿の濃度測定(規模等による) 作業場の環境濃度測定 呼吸用保護具・作業衣又は保護衣の使用 石綿粉じん飛散防止剤及び水を用いた湿潤化 作業場所の隔離 集じん・排気装置の設置 特別管理産業廃棄物管理責任者(レベル1、2)又は産業廃棄物管理責任者 廃棄物の保管、運搬、処理、処分 マニフェストの交付、管理等
		★★		★	<b>作業後</b> 敷地境界線における石綿の濃度測定(規模等による) 濃度測定の記録の保存 検査・確認後隔離シート等の撤去・搬出(隔離シート等は、石綿が付着しているので、除去した石綿含有建材と同様の措置が必要) 工事記録の保存(40年間)
★		★			<b>除去後の措置</b> (建築物の除却、解体以外の場合) 耐火被覆などの機能維持のため、必要に応じ石綿を含有しない建材による代替施工

(この内容は、およその作業内容がイメージできるような概要を記載しています。実際に作業に当たる際には、各法令等の詳細を把握し、遵守してください。)